

議案第71号

舞洲ヘリポート条例の一部を改正する等の条例案

(舞洲ヘリポート条例の一部改正)

第1条 舞洲ヘリポート条例（平成9年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 市長は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間についてヘリポートの指定管理者を指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、ヘリポートの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項に規定する場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も相当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第3号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第5号中「前各号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前各号」と、第20条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

(舞洲ヘリポート条例の廃止)

第2条 舞洲ヘリポート条例は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定の施行期日は、市長が定める。

2 第2条の規定の施行の日前の期間に係る舞洲ヘリポートの利用料金については、
なお従前の例による。

平成30年2月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

舞洲ヘリポートの指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要がある、舞洲ヘリポートを廃止するため、条例を廃止する必要がある、この案を提出する次第である。

舞洲ヘリポート条例 (抄)

附 則

1 省 略

2 市長は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間についてヘリポートの指定管理者を指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、ヘリポートの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項に規定する場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第3号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第5号中「前各号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前各号」と、第20条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

(参 考)

舞洲ヘリポート条例

(設 置)

第1条 本市における航空運送の確保その他航空交通の用に供するため、舞洲ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）を大阪市此花区北港緑地2丁目に設置する。

(休場日)

第2条 ヘリポートは、無休とする。

2 前項の規定にかかわらず、第15条の規定によりヘリポートの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、ヘリポートの設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時の休場日を定めることができる。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(運用時間)

第3条 ヘリポートをヘリコプターの離着陸の用に供する時間（以下「運用時間」という。）は、午前7時から午後7時までとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、ヘリポートの運用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第3条第1項」と、「臨時の休場日を定める」とあるのは「運用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第3条第2項の規定により読み替えられた第2条第2項」と読み替えるものとする。

(使用の届出等)

第4条 ヘリコプターの離着陸又は停留のためヘリポートを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 運用時間外にやむを得ない理由によりヘリコプターの離着陸のためヘリポートを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の許可にヘリポートの管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(全長及び重量の制限)

第5条 ヘリポートを使用することができるヘリコプターは、全長が26メートル以下で、最大離陸重量が11トン以下でなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(停留等の制限)

第6条 使用者(第4条第1項の規定による届出を行った者及び同条第2項の規定による許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、指定管理者が指定した場所以外の場所においてヘリコプターを停留し、又はヘリコプターに旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをしてはならない。

(給油作業等の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、ヘリポートにおいてヘリコプターの給油又は排油をしてはならない。

- (1) 給油装置又は排油装置が不完全な状態にあるとき
- (2) 発動機が運転中又は加熱状態にあるとき
- (3) 旅客がヘリコプター内にいるとき。ただし、必要な危険予防措置が講じられているときは、この限りでない。
- (4) ヘリコプターの無線設備、電気設備その他静電気火花放電を起こすおそれのある物件を使用しているとき
- (5) 給油装置、排油装置又はヘリコプターが電位零以外の地点に接地しているとき
- (6) 前各号に掲げるほか、市長が必要があると認めるとき

(立入りの制限等)

第8条 次に掲げる者以外の者は、着陸帯、誘導路、エプロンその他市長が指定する制限区域(以下「制限区域」という。)に立ち入ってはならない。

- (1) ヘリコプターの乗組員及び旅客
- (2) ヘリポートに勤務する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要があると認めたる者

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入場を制限し、若しくは断り、又は退場させることができる。

- (1) 混雑を防止する必要があると認めるとき
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがあるとき
- (3) ヘリポート内の施設を損傷するおそれがあるとき
- (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行するとき
- (5) 施設を利用することがその者にとって危険であると認められるとき
- (6) 管理上必要な指示に従わないとき
- (7) その他管理上支障があると認めるとき

(車両の運転又は整備の制限)

第9条 ヘリポートにおいて車両の運転又は整備をする者は、制限区域において車両を運転し、又は市長が指定した場所以外の場所において車両を駐車し、修理し、若しくは清掃してはならない。ただし、市長が必要があると認めたときは、この限りでない。

(行為の禁止)

第10条 ヘリポートにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ヘリポートの使用を妨げること
- (2) ヘリポート内の施設を損傷し、又は汚損すること
- (3) 市長が指定した場所以外の場所において可燃性の液体、ガスその他これらに類する物件を保管し、又は貯蔵すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ヘリポートの利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの

(行為の制限)

第11条 ヘリポートにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること
- (2) 火気を使用すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ヘリポートの管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの

2 市長は、前項の規定による許可にヘリポートの管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(運用基準)

第12条 市長は、離着陸の制限その他のヘリポートの運用に関する基準（以下「運用基準」という。）を定めることができる。

(監督処分)

第13条 市長は、ヘリポートを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する許可を取り消し、その許可の効力を停止し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又はその者に対して行為の中止、ヘリポートからの退場、ヘリポートの原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反しているとき

- (2) 運用基準に違反しているとき
- (3) この条例の規定による許可に付した条件に違反しているとき
- (4) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき

2 市長は、ヘリポートの管理上やむを得ない事情が生じたときは、ヘリポートを利用する者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(利用料金)

第14条 市長は、指定管理者にヘリポートの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 6 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の代行)

第15条 ヘリポートの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第16条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) ヘリポートの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

(指定申請)

第17条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市長の定めるところにより、ヘリポートの管理に関する事業計画書その他市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に

提出しなければならない。

(欠格条項)

第18条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第19条 市長は、第17条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 使用者の安全を確保するための措置が講じられていること
- (3) ヘリポートの効用を最大限に発揮するとともに、ヘリポートの管理経費の縮減が図られるものであること
- (4) ヘリポートの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ヘリポートの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第20条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はヘリポートの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1項に規定するヘリコプターの離着陸又は停留に関する届出の受理に関すること
- (2) ヘリポート内の施設の維持保全に関すること

(3) その他ヘリポートの管理に関すること

(罰 則)

第22条 第4条第1項若しくは第2項、第5条、第10条若しくは第11条第1項の規定に違反した者又は第13条の規定による命令に従わなかった者は、50,000円以下の過料に処する。

2 偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

(施行の細目)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

別表（第14条関係）

区 分	利 用 料 金
着 陸 料	1 最大離陸重量が1トン以下のヘリコプター 着陸1回につき 1,620円
	2 最大離陸重量が1トンを超え6トン以下のヘリコプター 着陸1回につき 3,240円
	3 最大離陸重量が6トンを超えるヘリコプター 着陸1回につき 3,240円に最大離陸重量が6トンを超える部分1トンまでごとに1,080円を加算した額
停 留 料	1時間を超える停留時間1時間までごとに 540円